

議案第 12 号

和光市立学校体育施設設備使用料条例を定めることについて

和光市立学校体育施設設備使用料条例を次のとおり定める。

和光市立学校体育施設設備使用料条例

和光市立学校運動場夜間照明施設使用料条例（昭和 60 年条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）所管の小学校及び中学校の運動場及び体育館を市民に開放する際の、体育館等空調設備及び屋外運動場夜間照明設備（以下「設備」という。）の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第 2 条 設備の利用許可を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、体育館等空調設備については別表第 1 に、屋外運動場夜間照明設備については別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第 3 条 教育委員会は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 4 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 設備の管理上又は公益上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用団体の責めに帰することができない理由により、設備を使用できないとき。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、施行日以後の設備の利用について適用し、同日前の設備の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

体育館等空調設備使用料

(単位 円)

設備名	使用料 (1時間当たり)
体育館 (アリーナ) 空調設備	400
格技場空調設備	200
卓球場空調設備	100

備考

1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分を超えるときは1時間とし、30分以下のときは切り捨てる。

別表第2 (第2条関係)

屋外運動場夜間照明設備使用料

(単位 円)

設備名	使用料 (2時間当たり)
屋外運動場夜間照明設備	2,240

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市内小中学校体育館の一部に空調設備が設置されたことに伴い、平日夜間や土日祝日に小中学校体育館を利用する学校体育施設利用団体が、空調設備を利用した場合の使用料を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。